

令和7年12月17日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年12月24日（水）までに別紙にて回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和7年11月26日（水）
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和7年12月1日（月）
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
 - (1) 公証人一覧（最新版）
 - (2) 司法修習生（第78期）の検事採用までの日程
 - (3) 令和7年度副検事の①選考受験案内、②選考受験者名簿、③選考第1次選考の結果について、④選考の結果等について及び⑤筆記試験による選考を経ない副検事の選考の結果等について
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
 - (1) 上記3（1）について、法務省本省では、趣旨に合致する行政文書として、次の行政文書を保有しています。
ア 公証人一覧（令和7年10月1日現在）
 - (2) 上記3（2）について、法務省本省では、趣旨に合致する行政文書として、次の行政文書を保有しています。

イ 司法修習生（第78期）の検事採用までの日程

- (3) 上記3（3）の①ないし④について、趣旨に合致する行政文書として、次の行政文書を保有しています。

ウ 令和7年度副検事の選考受験案内

エ 令和7年度副検事の選考受験者名簿

オ 令和7年度副検事の選考第1次選考の結果について（参考通知）

カ 令和7年度副検事の選考の結果等について（参考通知）

- (4) 上記3（3）の⑤について、法務省本省では、その趣旨に該当すると思われる行政文書を作成又は取得しておらず、保有しておりません。したがって、このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在による不開示決定がなされる

ことが見込まれます。

つきましては、以上を踏まえ、請求を維持されるか別紙にて回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4アないしカの行政文書の開示を求める場合、開示請求件数は3件（上記4ア及びイは各1件、上記4ウないしカで1件）、開示請求手数料は900円となります。

なお、上記4（4）の請求を維持される場合、開示請求件数は1件（ただし、文書不存在による不開示決定が見込まれます。）、開示請求手数料は300円となることから、上記4アないしカの行政文書と併せて、開示請求件数は4件、開示請求手数料は1,200円となります。

現在、あなたからは、開示請求手数料として収入印紙1,200円分を受領していますので、過不足はありません。

また、本件開示請求を取り下げられる場合は、行政文書開示請求書及び収入印紙1,200円分を返戻いたします。

回 答 書

令和 年 月 日
氏名

令和7年12月17日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」（以下「意思確認書」という。）について、以下のとおり、回答します。

※□にチェックを入れて回答願います。

- 意思確認書記4アの行政文書の開示を求める。
- 意思確認書記4イの行政文書の開示を求める。
- 意思確認書記4ウの行政文書の開示を求める。
- 意思確認書記4エの行政文書の開示を求める。
- 意思確認書記4オの行政文書の開示を求める。
- 意思確認書記4カの行政文書の開示を求める。
- 意思確認書記4(4)の請求を維持する（ただし、文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。
- 本件開示請求を取り下げる。